

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政  
令要綱

## 第一 退職共済年金等の経過措置

一 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）の施行日（平成二十七年十月一日）において、平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百五十二号。以下「改正前地共済法」という。）による年金である給付の受給権を有しない者に対して、その加入期間に応じ、同日以後、経過措置として改正前地共済法による職域加算額を支給する場合における平成二十四年一元化法附則第六十条第一項、第三項及び第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法の規定を適用する場合における必要な読替え等を定めること。（第五条から第十三条関係）

二 平成二十四年一元化法の施行日前に給付事由が生じた年金である給付について、平成二十四年一元化法

附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定を適用する場合における必要な読替え等を定めること。（第十四条から第五十二条関係）

三 平成二十四年一元化法の施行日前に給付事由が生じた追加費用対象期間を有する者の退職共済年金等の額について、年金額の算定方法を定めること。（第五十三条から第百十五条関係）

四 平成二十四年一元化法の施行日後に給付事由が生じた追加費用対象期間を有する者に対し退職共済年金等として支給する場合における年金額の算定方法を定めること。（第百十九条から第百四十条関係）

## 第二 退職等年金給付に関する経過措置

地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十七号）第一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法による退職等年金給付のうち退職年金の支給要件の経過措置として、施行日に引き続かない施行日前の組合員期間を算入しないことを定めること。（第百五十四条関係）

## 第三 施行期日

この政令は、平成二十七年十月一日から施行すること。（附則関係）